### サンパウロ総領事館からのお知らせ(感染症スポット情報)

平成 29 年 1 月 26 日

日本国外務省は、1月26日付けで以下の感染症スポット情報の発出を行っておりますところお知らせいたします。

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

# 感染症スポット情報

ブラジルにおける黄熱の流行(ブラジルに渡航・滞在する際には、黄熱ワクチンを接種し、蚊に刺されないよう注意してください。)

#### ポイント

- 今年に入り、ブラジル国内で黄熱が流行しています。最も多くの感染例が報告されている ミナス・ジェライス州の州知事は、1月13日付けで同州の4つの市(コロネル・ファブリシアー ノ市、ゴベルナドル・ヴァラダレス市、マニュミリム市及びテオフィロ・オトニ市)に対して、黄熱 に関する180日間の緊急事態宣言を発出し、注意を呼びかけています。
- ●黄熱は、黄熱ワクチンの接種により予防することができます。ブラジルに渡航・滞在を予定している方は、黄熱ワクチンを接種し、現地に滞在中は蚊に刺されないための対策を講じてください。
- 1 ブラジルにおける黄熱の発生状況

1月23日、ブラジル保健省は、ミナス・ジェライス州、エスピリトサント州、バイーア州、サンパウロ州及び連邦区(ブラジリア)において黄熱の疑い事例を調査中であることを発表しました。ミナス・ジェライス州において最も多くの疑い例が報告されており、同州保健当局によれば、今年に入ってから1月17日までに184件の疑い例が確認されており、53例の死亡が確認されているとのことです。同州知事は、1月13日付けで、州内の4つの市(コロネル・ファブリシアーノ市、ゴベルナドル・ヴァラダレス市、マニュミリム市及びテオフィロ・オトニ市)に対して、黄熱に関する180日間の緊急事態宣言を発出しています。

世界保健機関(WHO)により、ブラジルは黄熱に感染する危険のある国とされており、大西洋沿岸の一部地域を除く地域(内陸部全域)が黄熱ワクチン接種推奨地域に指定されています。

- 2 黄熱について
- (1) 感染経路

黄熱は、黄熱ウイルスに感染した蚊(ネッタイシマカ)に刺されることでかかる全身性の感染症です。アフリカ(主に中央部)と南アメリカ(主にアマゾン地域)等で感染者が報告されています。ヒトからヒトへ感染することはありません。

## (2)症状

通常3~6日の潜伏期間の後、発熱、頭痛、筋肉痛、嘔吐などの症状を示します。感染しても症状がないか、軽い症状のみで終わる場合もありますが、症状を呈した患者のうち15%が重症になり、黄疸、出血傾向を来たし、重症になった患者の致死率は20~50%に達すると言われています。発症した場合には、重篤になるリスクの高い感染症と言えます。

#### (3) 治療方法

特別な治療法はなく、対処療法が行われます。

### (4) 予防法

黄熱は、黄熱ワクチンの接種により予防することができます。1回の予防接種で終生免疫を 獲得することができます。黄熱予防接種証明書(イエローカード)は、接種後10日後から有 効となりますので、渡航を計画されている方は、早めに接種を行うことが大切です。なお、現 在ブラジル政府は入国時にイエローカードの提示を求めていませんが、手続きが変更される 場合もありますので、詳細は現地在外公館に確認し、最新の情報を入手してください。 また、黄熱はウイルスをもった蚊に刺されることで感染することから、現地では、長袖・長ズボンを着用し、定期的に蚊の忌避剤を使用するなど蚊に刺されないための対策を講じてください。

黄熱については、以下の厚生労働省及び厚生労働省検疫所のホームページもあわせてご 参照ください。

(参考)

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124572.html

厚生労働省検疫所

http://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html

# 3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/# 参照)

### (問い合わせ窓口)

〇外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

## (外務省関連課室連絡先)

〇外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5367

〇外務省 海外安全ホームページ: http://www.anzen.mofa.go.jp/

(携帯版) http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp

## (現地在外公館連絡先)

〇在ブラジル日本国大使館

電話:(市外局番 61)3442-4200

国外からは(国番号 55)-61-3442-4200

ホームページ: http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html

〇在ベレン領事事務所

電話:(市外局番 91) 3249-3344

国外からは(国番号 55)-91-3249-3344

ホームページ: http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html

〇在レシフェ領事事務所

電話:(市外局番81)3207-0190

国外からは(国番号 55)-81-3207-0190

ホームページ: http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html

〇在サンパウロ日本国総領事館

電話:(市外局番 11)3254-0100

国外からは(国番号 55)-11-3254-0100

ホームページ: http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.htm

〇在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話:(市外局番 21)3461-9595

国外からは(国番号 55)-21-3461-9595

ホームページ: http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html

〇在クリチバ日本国総領事館

電話:(市外局番 41) 3322-4919

国外からは(国番号 55)-41-3322-4919

ホームページ: http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index\_j.html

〇在ポルトアレグレ領事事務所

電話:(市外局番 51) 3334-1299

国外からは(国番号 55)-51-3334-1299

ホームページ: http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa\_j.html

〇在マナウス日本国総領事館

電話:(市外局番 92) 3232-2000

国外からは(国番号 55)-92-3232-2000

ホームページ: http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/